

京都教育大学附属図書館長選考規程

平成16年 4月 1日 制 定
平成27年 3月31日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都教育大学附属図書館長（以下「附属図書館長」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、附属図書館長の選考を行う。

- 一 附属図書館長の任期が満了するとき
- 二 附属図書館長が辞任を申し出たとき
- 三 附属図書館長が欠員となったとき

2 附属図書館長候補者の選考は、前項第一号に該当する場合には、任期満了の1か月以前に、同項第二号又は第三号に該当する場合にはすみやかに行う。

(附属図書館長候補者の選出)

第3条 学長は、附属図書館長候補者を教授会構成員の教授のうちから選出させる。

2 前項の選挙資格者は、教授会構成員とし、不在投票または代理投票は認めない。

3 第1項の選挙の日の7日前までに、その日時を選挙資格者に通知する。

4 選挙の方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第1次選挙は、2名連記無記名投票により、得票多数の3名をもって第1次附属図書館長候補者とする。ただし、末位に得票同数のものがあるときは、そのすべてを加える。
- 二 第2次選挙は、第1次附属図書館長候補者について、単記無記名により投票し、有効投票の過半数を得たものを、附属図書館長候補者とする。
- 三 第2次選挙において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の2名（得票同数の者があるときは年長者を先順位とする2名。）について投票を行い、得票多数の者を附属図書館長候補者とする。

四 前号の投票の結果、得票同数のときは、年長者を附属図書館長候補者とする。

(附属図書館長の選考)

第4条 学長は、前条による附属図書館長候補者について、附属図書館長として選考する。

(任 期)

第5条 附属図書館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 この規程は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。